

## 「大垣市人権のまちづくり懇話会」の設置について

## 1 大垣市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の執行機関(以下「執行機関」という。)は、別表第1の名称の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の名称及び主な担任事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 執行機関は、前2項に定めるもののほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2に掲げる附属機関を置くことができる。

(組織)

第3条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、附属機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他適当と認められる関係者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 第1項の規定にかかわらず、執行機関は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

4 第2項の規定は、特別委員について準用する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、欠員が生じた場合における補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3項の規定により置く特別委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る特別の事項に係る調査審議の終了のときまでとする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 附属機関に副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。この場合において、副会長等は、委員の互選又は会長等の指名により

定める。

- 4 副会長等(副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者。以下同じ。)は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等及び副会長等の任期が満了した場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開く場合その他会長等及び副会長等が不在のときは、執行機関が招集する。

- 2 会議は、執行機関が別に定める場合を除き、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、執行機関が別に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会長等(会長等及び副会長等が不在の場合にあっては、執行機関)は、緊急を要するとき又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- 6 第2項及び第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(部会等)

第7条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

省略

別表第1(第2条—第4条関係) (抜粋)

名称	主な担任事項	委員定数	任期
大垣市人権のまちづくり懇話会	人権尊重のまちづくりの実現のために必要な市の人権施策の推進方策及び市が取り組むべき人権課題について審議すること。	16人	2年

## 2 大垣市人権のまちづくり懇話会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第1号)第9条の規定に基づき、大垣市人権のまちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市の人権施策の推進方策に関すること。
- (2) 市が取り組むべき人権課題に関すること。
- (3) その他市の人権施策を推進するために必要な事項

(委員)

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 人権課題に関わる各種団体及び関係機関の代表者
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長等)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、人権擁護推進室において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。